

議案第56号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年5月26日

三朝町長 吉田秀光

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額（ <u>管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの（次項及び第20条において「特定幹部職員」という。）</u> にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
4～6 略	4～6 略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第20条 略	第20条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額	（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額
（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額	（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略
附 則	附 則
1～12 略	1～12 略

13 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、同条第3項中「100分の75、」とあるのは「100分の70、」と、第20条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。	
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。